

2022-04-26

「暮らしのジェンダー学」

家族とジェンダー

田中 重人

(東北大学 文学部)

<http://tsigeto.info/2022/gender/>

課題

フィクションにおいて家族が登場する（または言及される）特定の場面をとりあげ、その場面で家族というものがどのように描かれているか、またそれにジェンダーがどう関わっているかを説明せよ。その作品が未見の人にもわかるように書くこと。

家族 / 親族

family / kinship

- 親子
- 夫婦
- これらによる人間関係のネットワーク

家族制度

family institution

親子関係・夫婦関係に関連して
人々の行動を規定する社会的な仕組み

具体的には

- 「結婚」とは
- 「親」はどうやって決めるか
- 夫婦間、親子間の権利と義務
- 死くなった後の財産
- 爭いがある場合

現在の日本では：

- 個人主義
- 夫婦と親子の関係を独立に規定
- 爭い事は家庭裁判所へ
- 平等性と未成年者の福祉

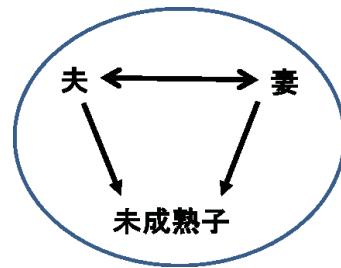
| | |
|--|--|
| <h2>⑦ 家族と近代社会</h2> <p>人権思想との相性の悪さ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平等権 ・自由権 ・社会権 | <h2>⑧ 日本国憲法（1946）</h2> <p>第 14 条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は<u>門地</u>により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。</p> |
| <h2>⑨ 日本における「家族」のプロトタイプ</h2> <ul style="list-style-type: none"> ・氏（血統集団） ・家（経営体） ・近代家族（核家族） | <h2>⑩ 現代の社会と江戸時代の社会</h2> <ul style="list-style-type: none"> ● 総理大臣 → ● 宮城県知事 → ● 警察 → ● 総合商社 → ● アパレルメーカー → |
| <h2>⑪ 前近代（幕末ごろ？）の日本社会</h2> <p>「イエ」（家）を単位とする自治</p> | <h2>⑫ 経営体としての「イエ」</h2> <ul style="list-style-type: none"> ● 世襲制の家業 ● イエの永続・繁栄が目標 ● あとつぎ（1人）と労働力の確保が重要 ● 拡大できれば →分家をつくって同族集団を拡大 |

| | |
|---|--|
| <p>血統集団（氏族）としての意識</p> <p>「家」は、「世帯の共同とは関係のない血統集団であって……同一性を保持して存続してゆくものだという信念を伴うところのもの」</p> <p>川嶋武宣「イデオロギーとしての家族制度」『日本社会の家族的構成』（岩波現代文庫）岩波書店、155頁（1955→2000）。</p> | <p style="text-align: right;">⑯</p> <p>近代社会の特徴</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 機能分化 (政府、企業、団体、保険……) ● イエの機能縮小 |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 総理大臣 ← 選挙 + 国会指名 ● 宮城県知事 ← 選挙 ● 警察 ← 公務員（試験） ● 総合商社 ← 株式会社 ● アパレルメーカー ← 株式会社 <p>現在でも、小企業、農林漁業、各地域の生活組織などは、イエの仕組みで成り立っていることが多い</p> | <p style="text-align: right;">⑰</p> <p>近代社会の家族に残ったもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 生活の共同 ● 生殖 ● 子供・高齢者・病人などの世話と扶養 |
| <p>日本では…</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 20世紀初めに都市部で出現 ● 高度成長期（1960年代）までに一般化 | <p style="text-align: right;">⑱</p> <p>婚姻法上所謂扶養の義務は……実際に婚姻関係の核心的事実とも云ふべきものである。……若しそれが履行されなかつたら、その時には婚姻の実質は既に亡んで居るとさへ言っても宜いのである</p> <p>……親がその未成熟の子を養育する義務も、是れまた、單なる扶養ではない。……子を養育せざる親と云ふことは抑々概念自体の矛盾である。</p> <p>……「生活保持の義務」は、最後の一片の肉、一粒の米までをも分け食らふべき義務であり、他者の生活を「扶け助くる」に非ずして、之を自からの生活として保持するものである。</p> <p>中川善之助「親族的扶養義務の本質」『法学セミナー』253：190-207（1928→1976）。</p> <p style="text-align: right;">⑲</p> |

生活保持の義務 = 利他的な人間関係

20

近代家族の仕組み



核家族

- ・夫婦の共同生活
- ・子供の養育

近代社会 = 近代家族を前提としたシステム

24

男性稼ぎ主モデル



学校教育 + 労働市場

年金 + 健康保険 + 公的扶助

山田昌弘『近代家族のゆくえ』新曜社 (1994).

近代の理念としての人権思想

26

- ・平等権
- ・自由権
- ・社会権

利他的な契約としての結婚

- ・破綻したときにどうするか?

22

25

27

離婚後の男女格差の分析

全国家族調査 (NFRJ) :

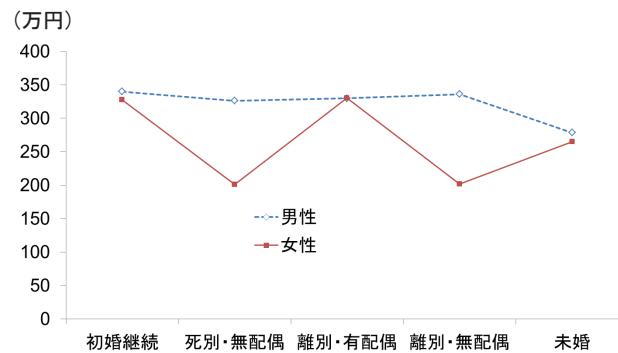
日本家族社会学会が 1999, 2004, 2009, 2019 年に実施

等価所得 :

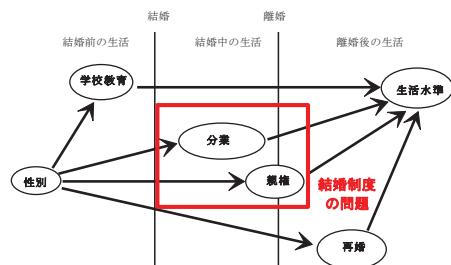
$$\frac{\text{世帯年間収入}}{\sqrt{\text{同居人数}}}$$

田中重人「離婚経験者の経済状況の性別格差」
第 4 回全国家族調査第 2 次報告書 1 (2021) <http://tsigeto.info/21b>

2019 年「全国家族調査」による結果



重回帰分析による結論



- 結婚・出産・育児によるキャリア中断
- 離婚時に母が子を引き取ることが多い

格差の原因

- 男性稼ぎ主モデル
- 女性ケア役割

保守的な対処 :

- 社会保障制度
- 親族による生活保障

田中重人「家族の変化と生活保障システム」『日本学の教科書』文学通信 (2022).

根本的な問題は?

利他性を強要する社会システム自体?
(利己性の称揚との使い分け)

現代社会を見る視点

- 歴史との対話
- 他の社会との比較
- そのための統計と文献資料